

各務原市 地区別景観計画 風景形成基準ガイドライン

重点風景地区 2 中山道新加納立場地区

重点風景地区とは各務原市都市景観条例に規定する「風景区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区」のことです。重点風景地区に指定された地区には、それぞれ独自の景観計画が定められています。重点風景地区内で建築物の建築などを行う場合は、景観計画に定められた風景形成基準を順守し、事前に市へ届出が必要になります。



歴史と現状

中山道新加納立場は中山道鶴沼宿と加納宿のほぼ中間に位置し、二つの宿場間が四里十町(約17km)と長いため、中山道の「立場(たてば)(旅人の一時休憩施設)」として栄えました。

新加納で中山道は枡形に折れ、高礼場(藩の公示場所)や旗本坪内家の陣屋(城を持たない旗本の屋敷)、規模の大きな茶屋などが建ち、宿場的な趣をもつことから、新加納立場は「間(あい)の宿(しゅく)」とも呼ばれて賑わいました。文久元年(1861年)の皇女和宮の降嫁の際には休息所とされました。

中山道の火の見櫓のあった現況の三叉路には「一里塚(旅人のために約4 km毎に目印として設置した塚)」がありました。一里塚は街道の両側に目印として土盛りされ、榎(えのき)が植えられていたと伝えられています。

現在は地区南方に幹線道路(那加メインロード:旧国道21号)が整備されたため、中山道の交通量は少なくなりました。

当時の趣が残る江戸時代の町屋はなくなったものの、昔から変わらぬ街道沿いの伝統的な家々が残り、地区内には少林寺をはじめとする社寺等も建立されているため、今も落ち着いた雰囲気のみち並みを形成しています。

風景づくりのテーマ

歴史的な趣と調和するまち並み保全と再生

良好な景観の形成に関する方針

中山道新加納立場の歴史性は各務原市にとって非常に重要な景観資源です。景観的側面からも保全、再生を図るため、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

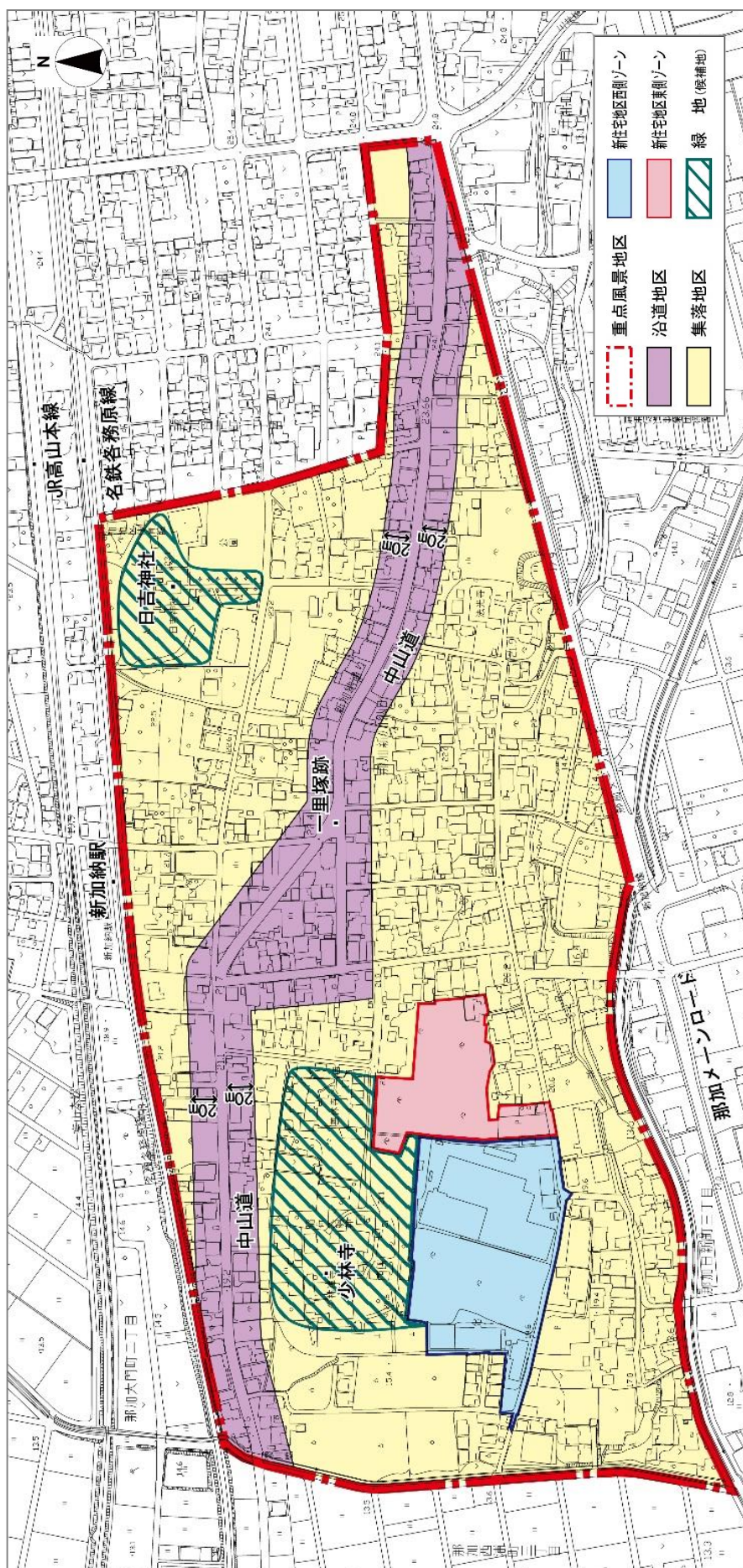
方針

- 中山道の立場周辺としての歴史性に配慮した沿道景観の保全と再生により、落ち着いたまち並みの形成を図る。
- 神社仏閣に多く残る緑地の保全を図る。
- 中山道の修景整備や、歩行者が安心して歩ける道づくりを目指す。
- 歴史的な趣のある建造物は、景観法に基づく景観重要建造物に積極的に指定し、その保全を図る。

重点風景地区の区域

中山道新加納立場地区の重点風景地区として指定するエリアは、中山道沿いに広がる集落と神社仏閣の分布状況を考慮して下図に示す範囲とします。なお、当該重点風景地区のエリアを、中山道の通りからの眺めを考慮して「沿道地区」、「集落地区」、「緑地(候補地)」、「新住宅地区西側ゾーン」、「新住宅地区東側ゾーン」の5つの地区に区分して風景形成基準を設定します。

沿道地区	中山道の道路境界より20m区間
集落地区	沿道地区以外の住宅地
緑地(候補地)	主に神社仏閣にある樹林地
新住宅地区西側ゾーン	土地区画整理事業地内
新住宅地区東側ゾーン	土地区画整理事業地内



風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為※その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

項 目		沿道地区	集落地区	新住宅地区 西側ゾーン	新住宅地区 東側ゾーン	緑地 (候補地)
建築物	高さ (最高限度)	13mとする。(神社仏閣は除く)				歴史、文化の継承という観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。
	屋根	平入り勾配屋根を原則とする。(2～6.5寸) 屋根の素材は和風感のあるものとする。	勾配屋根を原則とする。(2～6.5寸) 屋根の素材は和風感のある瓦またはそれに準ずるものとするよう努める。			
	色彩	外壁と屋根の色彩は歴史的な趣と調和する無彩色か落ち着いた色合いの低彩度色を原則とする。 ※詳しくは風景形成基準の詳細を参照				
	敷地面積			200㎡以上	170㎡以上	
	壁面位置	中山道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保して建てるよう努める。 高さが10mを超える位置にある壁面は、1階部分の壁面線に対して90cm以上後退させる。				
	設備	空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。				
工作物	垣・柵	垣・柵を設ける場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。				
	緑化	敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。		詳しくは 風景形成基準の詳細を参照		
	自動販売機	周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。				
	駐車場	共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。				
土地の開墾 土地の形質 の変更	緑化	法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。				
	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。 やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。				
	環境	敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。 生態系に配慮する。				
土石の採取 鉱物の掘採	遮蔽	道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽する場合は植栽の実施、木堀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。				
	環境	採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。				
木竹の伐採	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。 やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。				
	環境	生態系に配慮する。				
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、 その他の物件 の堆積	遮蔽	遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木堀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。				
	高さ	物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。				
広告物		詳しくは風景形成基準の詳細を参照				

- 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、本景観計画で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
- ここで規定するアクセントカラーは上記色彩の範囲外のものとなります。また、高彩度色は各務原市色彩ガイドラインによるものとします。(色相0R～4.9R及び5.1Y～10Y 彩度5以上、色相5R～5Y 彩度7以上、左記以外の色相 彩度2.5以上)
- 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的イメージやおすすめの修景事例を紹介します。

高さ(最高限度)

13mとする。(寺社仏閣は除く)

沿道地区については中山道の歴史性を考慮すると、建物の高さは10mが望ましいですが、やむを得ず高さを13mとする場合はまち並みの連続性に十分配慮してください。(詳しくは壁面位置の解説をご覧ください。)

[高さ(最高限度)について]

- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。



屋根

沿道地区	平入り勾配屋根を原則とする。(2寸～6.5寸) 素材は和風感のあるものとする。
集落地区	勾配屋根を原則とする。(2寸～6.5寸) 素材は和風感のある瓦またはそれに準ずるものとするよう努める。
新住宅地区西側ゾーン	
新住宅地区東側ゾーン	



色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

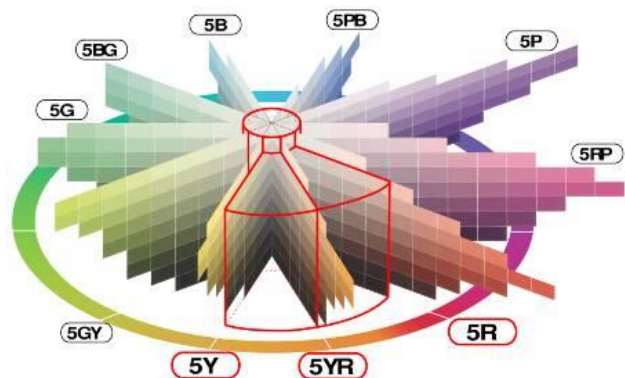
外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

外壁の色彩	屋根の色彩	アクセントカラー
色相:5R以上5Y以下 明度:8未満 彩度:4未満 無彩色	彩度:4未満 無彩色	外壁面積の5%まで



伝統的な日本家屋が多く残っており、歴史的な趣と調和するよう、外壁や屋根の色彩は無彩色または茶系色、自然素材色などの落ち着いた色合いの低彩度色としてください。

外壁と屋根の色彩のイメージ



基調色として使用を避けたい高彩度



[色彩基準について]

- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

敷地面積

緑豊かな住環境形成に配慮し、建築物の敷地面積の最低限度を以下のとおりとする。

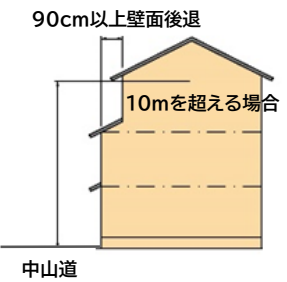
エリア	敷地面積の最低限度
沿道地区	
集落地区	
新住宅地区西側ゾーン	200㎡
新住宅地区東側ゾーン	170㎡

壁面位置

中山道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保して建てるよう努める。

沿道地区	高さ10mを超える位置にある壁面は、1階部分の壁面線に対して90cm以上後退させる。
集落地区	
新住宅地区西側ゾーン	
新住宅地区東側ゾーン	

揃った壁面はまち並みに連続性を生み出す基本です。中山道沿いの建物を後退させて建てる場合は、まち並みの連続性が保たれるよう、歴史的な趣と調和する塀や生垣を設けるようにして下さい。



設備

沿道地区	空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。
集落地区	
新住宅地区西側ゾーン	
新住宅地区東側ゾーン	

エアコン等の屋外設備が目立つと、落ち着いたある景観の魅力が損なわれます。これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫に努めてください。



垣・柵

垣・柵を設ける場合は、生垣または歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

通りに面して設ける垣や柵は目立ちやすく、通りを歩く人々に強い印象を与えます。やむを得ずブロック塀とする場合でも、素材や意匠を工夫したり、色彩も落ち着いたものとして下さい。



緑化

沿道地区	敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。
集落地区	
新住宅地区西側ゾーン	地区全体で統一感及び高級感のある景観の形成を図るため、地被植物・低木・中高木で多くの緑地を以下のとおり確保する。 - 道路境界から最小0.5m以上セットバックし、地被植物または低木(灌木)スペースとして工作物は設けない(車庫・アプローチについては植栽をしなくてもよい。) - 駐車スペースは、道路境界より概ね5mの位置に道路高さで低木以上を設けることで、接道緑化に含めることができる。
新住宅地区東側ゾーン	- 道路から見える位置にシンボルツリー(H=4m以上)を1本以上植栽すること。 - 敷地(敷地面積が1,000㎡未満の場合に限る。)には、表1に掲げる緑化面積率及び接道緑化率を確保するものとする。ただし、接道緑化率を5/10以上確保したときは、表1にかかわらず表2とすることができる。 - 敷地には、緑化面積10㎡以内ごとに1本以上の中木または高木を植栽するものとする。(シンボルツリーを含めることができる。)

表1

緑化面積率	接道緑化率
1/10	4/10

表2

緑化面積率	接道緑化率
0.5/10	5/10

緑が豊かなまち並みは日々の生活にうおいを与えるとともに、歴史的な趣に深みを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めて下さい。

自動販売機

自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者確保のため、目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。機器の更新時には景観に配慮した色彩に変更してください。

駐車場

共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。

歴史的な趣と緑豊かな周辺環境との調和に配慮して、駐車場についても緑化に努めてください。

緑地(候補地)

歴史、文化の継承という観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。

(緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。)

受け継がれた景観を継承していくため、貴重な緑を保全することが必要です。

【各務原市民緑地制度】

土地所有者の緑地提供の申出により、市と土地所有者が契約を締結して一定の期間その土地を管理し、市民に開放する制度です。土地所有者には税制上の優遇処置があります。散策路などの整備は市が行いますが、簡易な維持管理は市民・土地所有者・市が協働で行います。

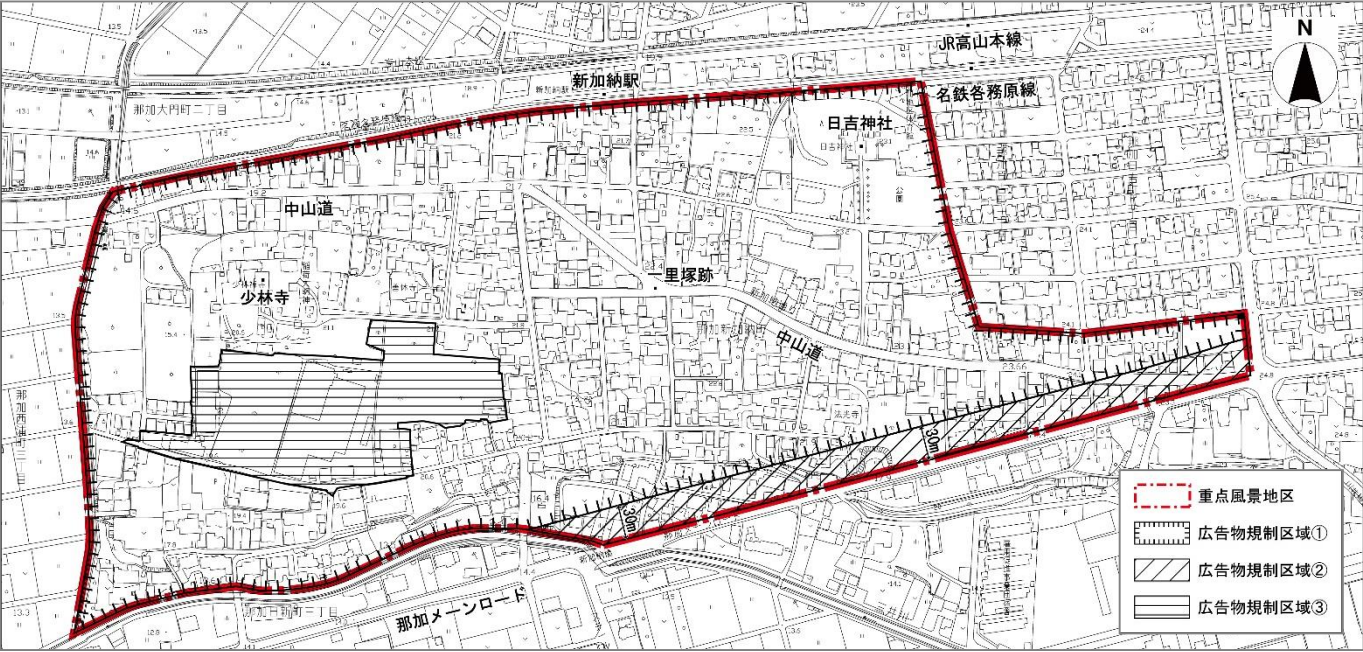
広告物

※詳細については「屋外広告物の掲出に必要な許可手続きについて」を参照。

広告物の素材及び色彩は、歴史的な趣と調和するものとする。

区域	屋上広告板(塔)	案内用 野立広告物	その他
広告物規制区域① (下記②③以外の区域)	禁止	禁止	新たに設置する広告物は自家用のみ 表示面積は一つの事業所で合計10㎡以下
広告物規制区域② (那加メインロード道路境界より北側30mまで)		表示面積 一面2㎡以下 合計4㎡以下 高さ 5m以下	新たに設置する広告物は自家用のみ 表示面積は一つの事業所で合計30㎡以下
広告物規制区域③ (新住宅地区西側ゾーン・新住宅地区東側ゾーン)		禁止	新たに設置する広告物は自家用のみ 表示面積は一つの事業所で一面2㎡以下、合計4㎡以下

※上記以外の基準は、各務原市屋外広告物条例に準ずる。



【特例措置】

- 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 都市計画法(昭和43年 法律第100号)第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法(昭和26年 法律第219号)第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。
- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 本景観計画の施行時に既存のものや既に着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。
- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

助成制度

本重点風景地区の区域内で行う行為のうち、特に良好な景観の形成に著しく寄与すると認められるものに対しては、次のような助成制度があります。

区分		助成対象経費	助成率	限度額
重点風景地区	保全型	基本設計及び実施設計に係る設計費	2／3	20万円
		歴史的景観を残す建築物の外観(道路から見える部分に限る)の保存に係る整備費	2／3	300万円
		歴史的景観を残す門、塀等の外観(道路から見える部分に限る)の保存に係る整備費	2／3	150万円
	創造型	基本設計及び実施設計に係る設計費	1／2	10万円
		建築物の新築、増築、改築等(道路から見える部分に限る)に係る整備費	1／3	100万円
		門、塀等の新築、増築、改築等(道路から見える部分に限る)に係る整備費	1／3	100万円

※ 景観重要建造物については別途に助成制度があります。

※ 上記金額は平成29年1月現在のものです。変更する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

重点風景地区及び景観地区における風景形成基準について、運用方針を下記のとおり定める。

(1) 屋根について

■「勾配屋根を原則とする」について

1. 勾配は、**10分の2以上**、かつ、**10分の6.5以下**とする。
2. 勾配屋根部分の水平投影面積が、当該建築物の建築面積の**50%以上**あれば勾配屋根建物とみなす。(但し、**中山道鵜沼宿地区は除く。**)
3. パラペットの立ち上げは**不可**とする。
4. 主である建物とは別棟の床面積の合計が**50㎡以下**の倉庫、納屋、車庫等(※附属建物)は勾配屋根の対象外であるが、勾配屋根が望ましい。

■ 屋根の葺き替えのみについて

屋根部分の2分の1を超える部分を変更する場合は、届出対象とする。(ただし、中山道鵜沼宿地区は**10㎡を超えれば届出対象**)

■ 屋根に設置する太陽光発電用パネルについて

【中山道鵜沼宿地区について】

地区内の太陽光発電用パネルの設置可能。ただし、中山道に面している屋根については瓦一体型の太陽光パネルのみ設置可能とする。

【中山道鵜沼宿地区以外について】

太陽光発電用パネル設置可能。

(2) 色彩について

■ 外壁の色彩について

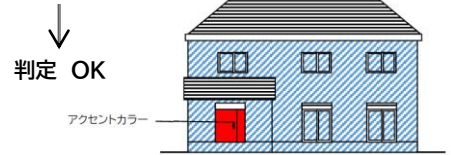
1. 外壁とは、立面図上にあらわれる屋根以外の部分をいう。(外部建具(サッシ・玄関扉等)・戸箱・格子・シャッターボックス・手摺・塀等を含む。)
 2. アクセントカラーとして「外壁面積の5%、10%まで」というのは、**各面ごと**に対しての割合とする。
 3. 色彩基準以外の色は、**アクセントカラー**とする。
 4. 壁面広告は、色彩基準の**対象**とする。(別途屋外広告物の面積基準あり)
 5. タイルやサイディング等の製品が、**複数の色彩**で着色されたものは、**平均的な色彩**で判断する。
 6. 重点風景区域内の大規模行為は重点風景区域の行為届出書で届出て、図面に**色彩割合**(ベースカラー:アソートカラー:アクセントカラー)も明記してください。
- ※ アクセントカラーがある場合は以下のように届出図面に算定根拠を示してください。
- ※ 外壁面積は「見付面積」で計算してください。
- ※ 庇は屋根と扱いますので、外壁面積には算入しないでください。
- ※ 基礎、サッシ、窓、バルコニー、笠木等は外壁面積に算入します。

<記載例>

算定根拠 外壁面積 (■ + ■) = (計算式) = A ㎡

アクセントカラー部分の面積 ■ = (計算式) = B ㎡

$B / A = \bigcirc \% \leq 5\%$ (アクセントカラーの上限が5%の場合)



■ 屋根の色彩について

- 1) 煙突等・破風・鼻隠し・軒樋・庇は屋根として扱うものとする。→屋根の基準
- 2) パラペットなどで外部から見えない屋根であっても、色彩の対象とする。
- 3) 軒裏は立面図で表現される場合は審査の**対象**とする。

■ 無彩色の表示について

無彩色の場合も、マンセル値で表示するものとする。

(3) 壁面後退について

■ 壁面後退の緩和について

建築基準法施行令第135条の22の「外壁後退距離に対する制限の緩和」と同じとする。

(4) 緑化について

■ 樹木について

1. シンボルツリーとは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが4.0m 以上になる樹木をいう。
2. 低木とは、植栽時の高さが1.5m 未満、かつ、成木時の高さが3.0m 未満になる樹木をいう。
3. 中木とは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが3.0m 以上になる樹木をいう。
4. 高木とは、植栽時の高さが3.0m 以上、かつ、成木時の高さが5.0m 以上になる樹木をいう。
5. 地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、シダ等の植物をいう。

(5) 届出行為の適用除外について

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として、下記、**仮設建築物は届出不要**とする。

また、重点風景地区及び景観地区の規制は**適用しない**。

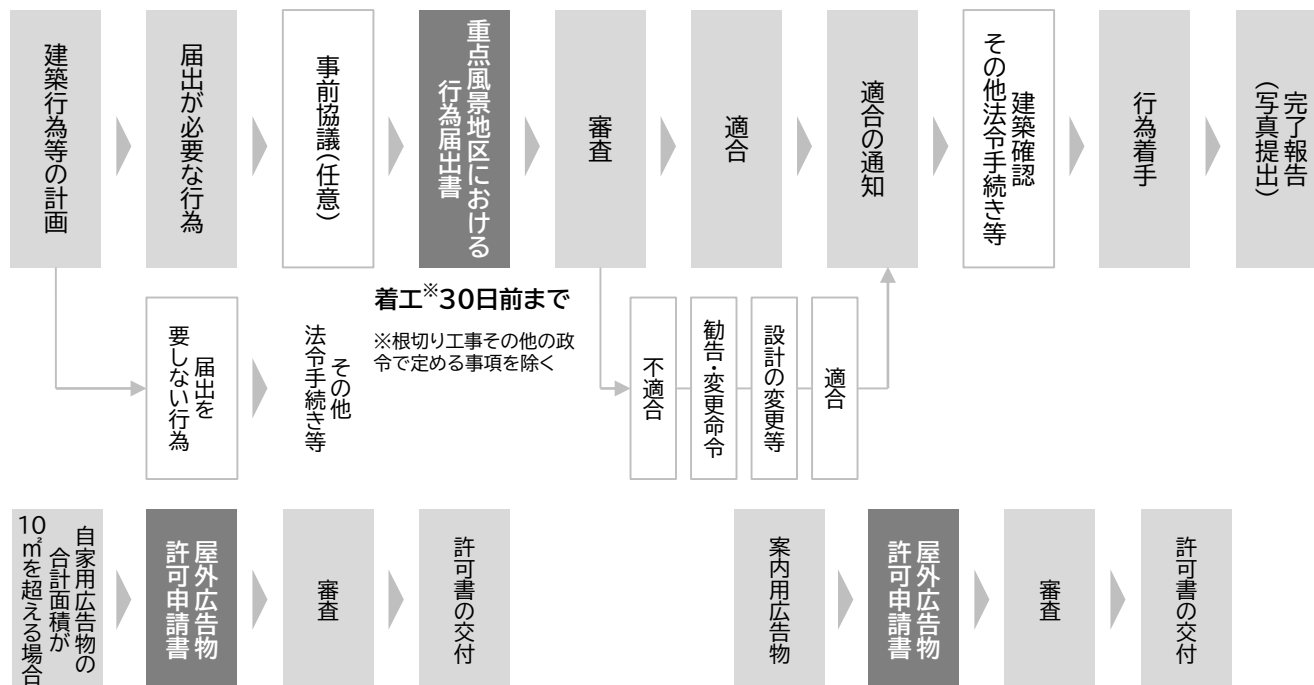
1. 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの。
2. 建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの。

行為の届出

届出の対象となる行為

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

届出の流れ



届出の適用除外となる行為

景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

- 景観法に規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第1号～第10号）
- 景観法に基づき条例で規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第11号に基づき各務原市都市景観条例で規定）

特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為を定めます。特定届出対象行為は以下のとおりです。

- 建築物の建築等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）
- 工作物の建設等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）

備考

- 景観法第16条第1項の規定に基づく届出は、各務原市都市景観条例施行規則で定める様式に必要事項を記入し、正副2部を市へ提出してください。なお景観法第16条第5項の規定に基づく通知は1部提出とします。届け出た内容を変更するときも同様です。
- 届出書及び通知書には各務原市都市景観条例施行規則の別表に掲げる行為の区分に応じて必要な図書を添付してください。
- 規則の別表に掲げる図書のほか、必要と認める図書の添付を求めています。
- 行為の規模が大きいため、規則の別表に掲げる縮尺の図書では適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができます。
- 届出を提出した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事、その他政令で定める工事に係るものは除きます。）に着手できません。（景観法第18条第1項）
- 届出内容に対して、必要に応じて勧告及び変更命令を行う場合があります。（景観法第16条第3項・景観法第17条第1項・第2項）
- 特定届出対象行為については、30日以内に回答できない合理的な理由があるときは、その理由を通知するとともに90日を超えない範囲まで延長することがありますので、なるべく事前協議を行うようにしてください。（景観法第17条第4項）
- 各務原市土地開発事業の調整に関する要綱第3条（適用範囲）に掲げる事項に該当する行為については、景観アドバイザー審査やパブリックコメントを受け付ける期間を設ける場合がありますので、事前にご相談ください。
- その他、行為の届出に関する事項は景観法及び各務原市都市景観条例の規定により行ってください。なお、行為の届出に関する事項は法や条例改正等により変更される場合があります。届出を行う際に施行されている法、条例等に従って行ってください。（景観法第2章第2節「行為の規制等」参照）（各務原市都市景観条例「第2章 景観計画」参照）

お問い合わせ

各務原市 都市建設部 建築指導課

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL:058-383-7218(直通) FAX:058-383-6365 E-mail:keikan@city.kakamigahara.gifu.jp

市ウェブサイト: <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>